

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示

○落札者の決定	(入札課)	559
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定の一部の解除	(山城北保健所)	560
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(〃)	561
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	(〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止	(〃)	562
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の休止	(〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の再開	(〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定	(地域福祉推進課)	562
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の廃止	(〃)	563
○特定水産資源(べにずわいがに日本海系 群(知事許可水域))に関する令和 8 管 理年度における知事管理漁獲可能量	(水産課)	〃
○保安林の指定予定	(丹後広域振興局)	〃
○地籍調査の実施	(用地課)	564

公 告

○一般競争入札の実施	(情報政策課)	〃
○土地改良区役員の就任届	(山城広域振興局)	568
○土地改良区の定款変更の認可	(〃)	〃
○土地改良区連合役員の就任届	(南丹広域振興局)	〃
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出	(都市計画課)	〃
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写 しの縦覧	(〃)	〃
○道路の位置の指定の取消し	(中丹西土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了	(乙訓土木事務所)	569

公 安 委 員 会

○京都府道路交通規則の一部を改正する規則	〃
○風俗営業の許可の取消し	〃
○落札者の決定	570

告 示

京都府告示第421号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 購入物品の名称及び数量
環境放射線モニタリング用非常用発電機 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日
令和 8 年 8 月 7 日
- 落札者の名称及び所在地
緑屋照英社株式会社プラントシステム部大阪支店

大阪市淀川区宮原五丁目 1 番 3 号
5 落札金額
109, 780, 000円
6 契約の方法

一般競争入札
7 入札公告日
令和 8 年 6 月 26 日



京都府告示第422号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、同条第 1 項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
令和 4 年京都府告示第 584号	八幡市美濃山荒坂 6 の 2 の一部、7 の 1 の一部、7 の 2 の一部、8、9、11の 1 の一部、11の 3 の一部、12の 2 の一部、13の 1 の一部、13の 3 の一部、14の 1 の一部、14の 2 の一部、67の一部、14の 2 に隣接する国有地の一部及び11の 3 に隣接する国有地の一部並びに美濃山御毛通16の 3 の一部、17の 1 の一部、17の 2 の一部、17の 4 の一部、17の 5 の一部、22の 1 の一部、22の 2 の一部、63の一部及び16の 3 に隣接する国有地の一部（次の図に示す部分に限る。）	ふっ素及びその化合物	八幡市美濃山荒坂 6 の 2 の一部、7 の 1 の一部、7 の 2 の一部、8、9、11の 1 の一部、11の 3 の一部、12の 2 の一部、13の 1 の一部、13の 3 の一部、14の 1 の一部、14の 2 の一部、67の一部、14の 2 に隣接する国有地の一部及び11の 3 に隣接する国有地の一部並びに美濃山御毛通16の 3 の一部、22の 1 の一部、22の 2 の一部、63の一部及び16の 3 に隣接する国有地の一部（次の図に示す部分に限る。）	土壌汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
福知山市国民健康保険三和診療所	福知山市三和町千束66の6	福知山市	令 8. 8. 1
あべ薬局二条店	舞鶴市浜1125	株式会社マーメイド	8. 7. 1
医療法人徳洲会都倉病院	宇治市宇治山本27	医療法人徳洲会	〃

和陽訪問看護ステーション	亀岡市千代川町今津 2 丁目12の 3	株式会社W i t h Z E R O 和陽	8. 6. 1
医療法人社団廣道会下野メディカルクリニック	八幡市八幡御馬所 2	医療法人社団廣道会	8. 7. 1
みつばち訪問看護ステーション京田辺	京田辺市新西沢12の 3ブルグ敷内 3 号館203号室	合同会社ずっと	8. 8. 1
コスモス調剤薬局城山台店	木津川市城山台13丁目25の 5	株式会社コスモス薬品	〃
訪問看護ステーションしずちゃんハウス	与謝郡与謝野町字弓木 1	合同会社松本リハビリ研究所	8. 6. 1



京都府告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
あべ薬局二条店	舞鶴市浜1125	阿部 義雄	令 8. 6. 30
ユタカ薬局白鳥	〃 字福来1111の2	株式会社ユタカファーマシー	〃
医療法人社団一心会都倉病院	宇治市宇治山本27	医療法人社団一心会	〃
医療法人社団廣道会下野医院	八幡市八幡平谷27	医療法人社団廣道会	〃

京都府告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	休 止 年月日
医療法人植園会すぎたに内科クリニック	八幡市八幡中ノ山197の1 アネックス香楽園101号室	医療法人植園会	令 8. 6. 1

京都府告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	再 開 年月日
医療法人植園会すぎたに内科クリニック	八幡市八幡中ノ山197の1 アネックス香楽園101号室	医療法人植園会	令 8. 6. 15

京都府告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
長江 雄基	訪問鍼灸 G E N K I S U N 京都	京都市南区吉祥院清水町23の1 グレース西大路402	令 8. 8. 3
田畑 勝基	みのり整骨院	長岡京市長岡2丁目13の12	8. 7. 29
長江 雄基	訪問鍼灸 G E N K I S U N 大阪野江	大阪市城東区成育2丁目12の2 竹本ビル408	8. 8. 3

京都府告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
岡野 修一郎	みやはた鍼灸整骨院	京都市南区吉祥院九条町46の3	令 8. 7. 21
藤塚 結以	永田東洋鍼灸整骨院	〃 伏見区東町212の1 ツインズスクエアウエスト1 F	8. 6. 30

京都府告示第429号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
福知山市国民 健康保険三和 診療所	福知山市三和町千束66の 6	福知山市	令 8. 8. 1
あべ薬局二条 店	舞鶴市浜1125	株式会社マ ーメイド	8. 7. 1
医療法人徳洲 会都倉病院	宇治市宇治山本27	医療法人徳 洲会	〃
和陽訪問看護 ステーション	亀岡市千代川町今津 2 丁 目12の 3	株式会社W i t h Z E R O 和陽	8. 6. 1
医療法人社団 廣道会下野メ ディカルクリ ニック	八幡市八幡御馬所 2	医療法人社 団廣道会	8. 7. 1
みつばち訪問 看護ステー ション京田辺	京田辺市新西沢12の 3 ブルグ敷内 3 号館203号 室	合同会社ず っと	8. 8. 1
コスモス調剤 薬局城山台店	木津川市城山台13丁目25 の 5	株式会社コ スモス薬品	〃
訪問看護ステ ーションしず ちゃんハウス	与謝郡与謝野町字弓木 1	合同会社松 本リハビリ 研究所	8. 6. 1

京都府告示第430号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	廃 止 年月日
あべ薬局二条 店	舞鶴市浜1125	阿部 義雄	令 8. 6. 30
ユタカ薬局白 鳥	〃 字福来1111の 2	株式会社ユ タカファ ーマシー	〃
医療法人社団 一心会都倉病 院	宇治市宇治山本27	医療法人社 団一心会	〃
医療法人社団 廣道会下野医 院	八幡市八幡平谷27	医療法人社 団廣道会	〃

京都府告示第431号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	休 止 年月日
医療法人植園 会すぎたに内 科クリニック	八幡市八幡中ノ山197の 1 アネックス香楽園101 号室	医療法人植 園会	令 8. 6. 1

京都府告示第432号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	再 開 年月日
医療法人植園 会すぎたに内 科クリニック	八幡市八幡中ノ山197の 1 アネックス香楽園101 号室	医療法人植 園会	令 8. 6. 15

京都府告示第433号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
長江 雄基	訪問鍼灸 G E N K I S U N 京都	京都市南区吉祥院清水町 23 の 1 グレース西大路 402	令 8. 8. 3
田畑 勝基	みのり整骨院	長岡京市長岡 2 丁目 13 の 12	8. 7. 29
長江 雄基	訪問鍼灸 G E N K I S U N 大阪野江	大阪市城東区成育 2 丁目 12 の 2 竹本ビル 408	8. 8. 3

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止年月日
岡野 修一郎	みやはた鍼灸整骨院	京都市南区吉祥院九条町 46 の 3	令 8. 7. 21
藤塚 結以	永田東洋鍼灸整骨院	〃 伏見区東町 212 の 1 ツインズスクエアウエスト 1 F	8. 6. 30

京都府告示第 434 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

京都府告示第 435 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和 8 年 8 月 25 日に定めた。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）	京都府べにずわいがに漁業	試行水準

京都府告示第 436 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
与謝郡与謝野町字三河内小字小谷 1984、1985、1985 の 1、1987 の 1、1988 から 1990 まで、7282、7283 の 1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字小谷 7283 の 1（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり

くり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第437号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を次のとおり行う。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 事業計画が定められた年月日
令和 8 年 4 月 7 日
- (2) 調査を実施する者の名称
京都府
- (3) 調査地域
八幡市字橋本及び字八幡の一部
- (4) 調査期間
令和 8 年 8 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 2 (1) 事業計画が定められた年月日
令和 8 年 4 月 7 日
- (2) 調査を実施する者の名称
京都府
- (3) 調査地域
相楽郡笠置町字笠置の一部
- (4) 調査期間
令和 8 年 8 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本府にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価競争入札）により行う。

また、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務の名称及び数量

第3期京都自治体情報セキュリティクラウド移行等業務 一式

- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行場所
仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部情報政策課

電話番号（075）414-5761

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

窓口で交付するので、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。ただし、共同企業体での提案の場合、(2)のエ及びオの要件は代表構成員のみが満たしていれば足りる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年間に、自治体情報セキュリティクラウドの設計、構築、運用保守又はサービス提供の業務を行った契約実績を有する者で、京都府が発注するこの業務を確実に履行することができると認められるもの以外の者

オ 自治体における仮想閲覧サービスの提供実績を有する者で、本サービス提供を確実に履行することができると認められるもの以外の者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」

という。)に該当するほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(3) 入札説明書において指定する提案書(以下「提案書」という。)を提出した者であること。

(4) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、入札説明書において示す申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2 の(2)の ア に同じ。

イ 交付場所

2 の(1)に同じ。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2 の(2)の ア に同じ。

イ 提出場所

2 の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

アの期間内に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便でアの提出期間内にイの場所に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 8 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和 8 年京都府告示第 2 号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者については、競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、(ア)から(ウ)まで、(キ)及び(ク)の書類の提出を省略することができるものとする。

(ア) 法人にあつては商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 技術者経歴書

(カ) 営業実績調査

(キ) 法人にあつては財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)、個人にあつては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書

(ク) 使用印鑑届

(ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(コ) 誓約書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は第 3 期京都自治体情報セキュリティクラウド移行等業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、別途通知する。

7 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法

2 の(1)に示す場所に持参又は郵送をすること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着のこと。

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 16 日(水) 午後 5 時

(3) 様式及び提出書類

提出する企画提案書の作成方法は、入札説明書等による。真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推することができるような事項を記載しないこと。

ア 企画提案書の著作権は、申請者に帰属する。

イ 企画提案書に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより、生じた責任は、申請者が負う。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6 による資格審査の結果を通知した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（5 の名簿へ登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3 の(2)のア、カ又はキに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その 2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書等で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後 3 年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使

用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書等で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 2 時

イ 場所

京都府庁旧本館 2 階特別参与室（総合政策環境部）

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和 8 年 10 月 6 日（火）正午

(イ) 提出先

2 の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、(1)のイの場所に入札書を提出するまでは、入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を 2 の(1)の場所に郵送又は持参により提出すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の(1)に示す「第 3 期 京都自治体情報セキュリティクラウド移行等業務一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(6) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は、1 回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において不着又は辞退となった者

(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

(7) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

エ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札をした者のした入札

オ 落札者決定基準の失格基準に該当する者のした入札

(8) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（落札者決定基準の失格基準に該当する者を除く。）であって、落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術評価点及び価格評価点を合計した評価値が最も高いものを落札者とする。ただし、評価値が最も高い者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札

決定を取り消すことがある。

(9) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約書作成の要否
要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

免除する。

16 その他

(1) 1 から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札者決定基準の詳細は、入札説明書に記載の別紙「第3期京都自治体情報セキュリティクラウド移行等業務落札者決定基準」による。

(3) 企画提案書の評価内容が、落札者の責めにより満足することができないと認められ、再度の遂行が困難であるとき又は合理的でないときは、双方の協議により違約金を徴収する。

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:
Migration and related services for the third-phase
Local Government Information Security Cloud
Services of Kyoto

(2) Time-limit for the submission of application forms
and relevant documents for the qualification:

5:00 p.m. on Friday, September 4, 2026

(3) Deadline for tender by mail:

0:00 p.m. on Tuesday, October 6, 2026

(4) Bid opening:

2:00 p.m. on Tuesday, October 6, 2026

Department of Comprehensive Policy and the
Environment Conference room, 2nd Floor, Former
Main Building of the Kyoto Prefectural Government

(5) Contact point for the notice:

Information Policy Division, Kyoto Prefectural
Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570

TEL: (075) 414-5761

木津川市加茂土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員（理事）

住 所	氏 名
木津川市加茂町里北里 4	吉 村 厚 子

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、木津川市加茂土地改良区の定款の変更を令和 8 年 8 月 14 日認可した。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

上桂川用水土地改良区連合の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員（理事）

住 所	氏 名
亀岡市篠町篠上中筋28・29合地	隅 田 盛 和

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定により、久御山町新市街地（みなくるタウン）第 1 期土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

氏 名	住 所
茨 木 浩 史	久世郡久御山町市田和気39
今 村 正 喜	宇治市伊勢田町大谷57
岡 西 義 久	久世郡久御山町林中垣内31
田 口 一 文	〃 〃 相島村内33
中 村 滋	京都市伏見区横大路下三栖梶原町43
西 尾 康 宏	久世郡久御山町林中垣内14の 2
藤 村 嘉 宏	〃 〃 佐古内屋敷 8
松 本 吉 博	〃 〃 〃 37の 1
株式会社三和清掃 代表取締役 池田 泰造	宇治市平尾台二丁目11の 1

京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（立命館大学氷室地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定取消番 号	指定取消年 月 日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延 長	道路の幅 員
8 中 西 土 建第104号	令 8. 8. 17	京都府中丹西土木事務所	福知山市字長田小字松の市205の 73	m 183	m 5. 8 最小 最大 5. 9

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
乙訓郡大山崎町字下植野小字菖蒲原21、21の4
（関連区域）
乙訓郡大山崎町字下植野小字菖蒲原21の2の一部、
21の3の一部、29の2の一部、29の4の一部、29の5
の一部、29の6の一部、小字山王前9の1の一部、9
の2の一部、町有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市北区梅田三丁目3の5
大和ハウス工業株式会社

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀

京都府公安委員会規則第 8 号

京都府道路交通規則の一部を改正する規則

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 中

一般国道 9 号	船井郡京丹波町須知四ノ坪7の1先から 福知山市野花小字小田前838の5先まで
----------	---

を

一般国道 9 号	船井郡京丹波町須知四ノ坪7の1先から 福知山市野花小字小田前838の5先まで
一般国道 9 号	福知山市字土師小字梅原1219の9先から 福知山市土師新町二丁目119の1先まで
一般国道 9 号	福知山市字堀小字今宮2205の1先から福 知山市字堀小字宮ノ下2407の4先まで

に改め、同表京都市道吉祥院久世線の項の次に次のように加える。

京都市道吉祥院経 26号線	京都市南区吉祥院長田町530先から京都 市南区吉祥院池田町24の1先まで
------------------	---

別表第 1 の 2 京都市道吉祥院経31号線の項の次に次のように加える。

京都市道吉祥院経 61号線	京都市南区吉祥院嶋野間詰町23先から京 都市南区吉祥院長田町530先まで
------------------	---

別表第 1 の 2 京都市道吉祥院緯60号線の項の次に次のように加える。

京都市道上鳥羽緯 65号線	京都市南区吉祥院長田町537先から京都 市南区上鳥羽山ノ本町232先まで
------------------	---

別表第 1 の 2 八幡市道山手幹線の項の次に次のように加える。

八幡市道山手幹線	八幡市欽明台西100の3先から八幡市欽 明台西146先まで
----------	----------------------------------

別表第 1 の 2 八幡市道欽明台北 4 号線の項の次に次のように加える。

久御山町道佐山・ 野村線	久世郡久御山町佐山美ノヶ藪27の2先か ら久世郡久御山町田井新荒見266の1先 まで
-----------------	--

別表第 1 の 2 福知山市道市ノ谷南インター線の項の次に次のように加える。

京田辺市道山手幹 線	京田辺市山手中央204先から京田辺市山 手西一丁目102先まで
---------------	------------------------------------

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

京都府公安委員会告示第130号

次の風俗営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 8 条第 3 号に該当するので、同条の規定により風俗営業の許可を取り消す。

なお、処分決定通知書は、請求があればいつでも交付する。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀

1 許可を取り消す風俗営業者

氏名	営業所の所在地	営業所の名称
株式会社善商 （代表者 白川 善基）	宮津市字須津小字大 谷58番地の 4	パーラーアスカ

- (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、判決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

電話075-451-9111 内線3035



京都府警察本部告示第84号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年 8 月 25 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 落札に係る業務の名称及び数量

交通安全施設に係るデジタル回線接続業務 一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

3 落札者を決定した日

令和 8 年 7 月 17 日

4 落札者の名称及び所在地

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社大阪事業所

大阪市福島区福島3丁目14番24号

5 落札金額

76,810,800円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和 8 年 6 月 5 日